

平成 26 年 7 月 1 日 施行

平成 30 年 2 月 1 日 改訂

防災マニュアル（緊急時対応）

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

第 1 に、人命の保護を最優先します。

第 2 に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。

第 3 に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

第1章 想定される災害及び対策

（１）地震

大きな地震に見舞われた時は、電気や水道等のライフラインが使えなくなることや、被害により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具、食料、水、暖房等の確保

（２）火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部）使えなくなった場合の対応も想定しておく必要がある。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

（３）台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で川の氾濫等が発生し、交通が遮断され、施設の一部が破壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあります。孤立した際の対応も想定しておくことが重要です。

⇒ 川の氾濫等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

第2章 災害時における緊急の組織体制

災害対策室

(1) 設置時期

災害対策室を、震度 5 強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

(2) 設置場所

事業所名

住所

必要機材

電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、プリンター
複写機、事業所配置図、平面図、組織図、利用者児童名簿
職員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など

(3) 組織内容

(災害対策室)

代表

管理者・児童発達支援管理責任者

・安否確認 及び 人数確認
・連絡指揮・情報収集

児童指導員・指導員

・避難誘導・応急手当・医療機関への搬送・待機

(4) 任 務

- ① 被災状況（災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺）の情報収集、記録、報告
- ② 震災対策上の重要事項の決定、指示、命令、発表
- ③ 利用児童の安否の把握
- ④ 職員の安否の把握
- ⑤ 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥ 救出・救助の応援指示

⑦ 札幌市および関係施設との情報交換、支援要請

2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができる様にしておく。

(2) 注意事項

- ① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ② 連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）
- ③ 連絡網指定の職員と連絡が取れないときは、その職員を飛ばして次の職員へ連絡。
- ④ 被災して怪我をして、被害を受けた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ⑤ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

3 情報の収集と提供

(1) 収集方法等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録 - 1 (建物)	・事業所職員が収集 ・建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録 - 2 (設備、物品等)	・事業者職員が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話 他)	・災害時における緊急の組織体制で定めた任務 分担に伴い、情報を収集
連絡 - 2 (その他関係先)	・関係防災情報一覧表 (次ページ) による

(3) 注意事項

- ① 職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出勤務中の職員）
- ② けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急処置を行う。
- ③ 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、情報の一元管理を図る。
- ④ 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

関係防災一覧表

情 報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	中央消防署	011-215-2130
	警察	中央警察署	011-242-0110
	役所	中央区役所	011-241-2400
	道庁	北海道総務部危機対策課	011-204-5007
交通機関	道路	中央土木センター 道路交通情報	011-614-5800 #8011
ライフ ライン	電気	北海道電力	011-221-3161
	ガス	北海道ガス	011-233-5533
	水道	水道局	011-211-7770
	電話	NTT 東日本	171
気象情報	気象	気象警報	177

4 応急救護・初期消火・避難等

（１） 初期活動一覧

応急 救護 る。	職員による 応急処置	(1) とりあえず職員による応急手当を実施する。
	医療機関へ	(1) 119 番通報により、救急車を要請する。
	の搬送	※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
初期 消火	火の始末	(1) 地震の揺れが止まったら、火気使用場所を点検する。 (点検場所) 灯油ストーブ (冬季使用時のみ)
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119 番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないように、初期消火に努める。 (消火器、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する
	避難場所	(1) 中央小学校。原則として屋外に出るものとする。まず、 自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し 大地震発生時の 落ち合い場所	あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを 収納しておく。応急手当セット、ラジオ、懐中電灯 利用児童名簿、職員名簿等 ・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような 破滅的な大被害の大災害時に備え、落ち合い場所 (施設 近くの公園) を指定しておく。(職員全員に周知徹底してお く) ・落ち合い場所の変更や、落ち合い場所に集まることができ ない場合は「災害用伝言ダイヤル 1 7 1」を利用する。

地震発生時の心得

【 自身の心得 10カ条 】

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。(窓ガラスからも離れる)

② 揺れが止まってから火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声かけあい、みんなで協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に出ない

野外は、ブロック塀、看板、電柱、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。
(外に出るときはヘルメットや頭巾などをかぶって出ます)

⑤ 危険な場所近寄るな

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます

⑥ 洪水等に注意

津波等の危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないように注意します。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到しない、係員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑩ 自電車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーを付けたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

「震災」：応急対策のポイント

（１）安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。」また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

（２）利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次障災害が想定される児童に対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が室内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

（３）関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設、設備等）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

（４）保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生した場合は、保護者の連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといよい。

（５）施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書が用意します。

「風水害」：応急対策のポイント

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ非難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声掛けなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。」また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次障災害が想定される児童に対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設、設備等）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

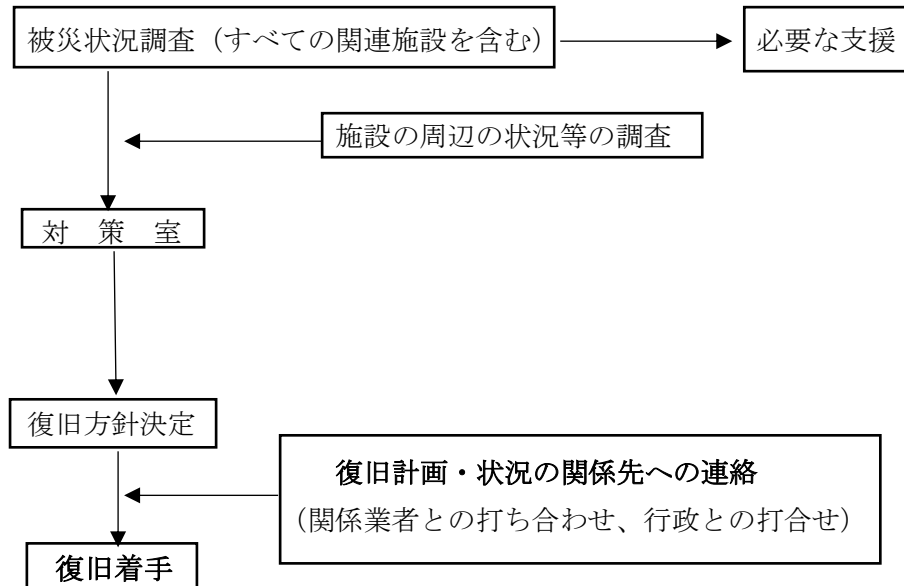
また、通所施設で風水害が発生した場合は、保護者の連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくとい。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書が用意します。

5 復旧対策

(1) 復旧の流れ



(2) 留意事項

- ① 事務所が利用不能時には、仮事務所を確保。
 - ・ 第一候補 法人役員自宅
- ② 被災建物の警備体制を確保する。
- ③ 被災事業所が所在する地域社会の救援活動（および復旧計画）に、進んで協力する。
- ④ 避難訓練の提供に協力する。

第3章 日ごろの備え

1 防災資機材等の備蓄

非常用備品はかきのとおりとする。

備蓄管理責任者は、毎年3月1日に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認します。

	No.	品 物	数 量	保管場所	保管責任者
食 料	1	飲料水（水）	4 8 L	当事業所	
	2	食料品（カンパン クラッカー・ラーメン・缶詰等）	一式	当事業所	
生 活 用 品	3	タオル	10 枚	当事業所	
	4	炊き出し道具 (カセットコンロ・カセットボンベ・鍋等)	一式	当事業所	
	5	食器セット (皿・紙コップ・箸等)	一式	当事業所	
	6	ティッシュ・ウエットティッシュ	5 個	当事業所	
	7	軍手	10 組	当事業所	
	8	防塵マスク	50 枚	当事業所	
	9	防水シート	1 枚	当事業所	
機 材 他	1 0	救急箱	1 セット	当事業所	
	1 1	懐中電灯（予備の電池含む）	3 本	当事業所	
	1 2	雨具	10 枚	当事業所	
	1 3	使い捨てカイロ	20 枚	当事業所	

2 防災訓練・防災教育

(1) 防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練 9 月 1 日（防災の日）実施します。

訓練は、次の事項を盛り込みます。

- ①地震発生時の初期対応に関する事
- ②災害対策室の設置及び運用に関する事
- ③情報の収集、伝達に関する事
- ④火災発生時の対応に関する事
- ⑤救出救護に関する事
- ⑥通報・初期消火・避難に関する事
- ⑦水害等の災害に関する事

(2) 避難訓練

避難訓練を、利用児童の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3) 防災教育

次の教育を毎年 1 回以上実施します。

- ①当施設の防災マニュアルの概要について
- ②各員の任務と行動基準について
- ③災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ④応急処置について

(4) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や道・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

第4章 避難経路・消火設備

1 避難経路

避難場所：札幌市立中央小学校

所在地：札幌市中央区大通東6丁目12 電話番号 011261-6568

避難経路



2 消火設備

消火器・誘導灯